

高齢者が契約トラブルにあっています。 屋根の点検商法にご注意！

【相談概要】

突然、業者が訪問してきて「近所で屋根工事をしている者だが、お宅の屋根が剥がれているのが見えた。週末に台風が来るので、屋根のトタンが飛んだら大変だ。」と言われ点検を依頼した。業者から撮影した屋根の写真を見せられ、言われるがままに高額な屋根工事契約をした。

後日、屋根工事が行われ、作業を見ていたところ、業者から家の中に入っているように言われた。使用していた材料が説明と違う気がしたが契約書面などは一切もらっていないので分からない。

私はだまされたのだろうか。解約したい。

【アドバイス】

訪問販売の場合、法定の契約書面を受け取ってから8日以内である等の場合はクーリング・オフを行うことができます。

点検を依頼してしまい、点検後に屋根工事を勧められてもその場で契約せずに家族や周囲の人に相談しましょう。

不審に思ったり、困った場合は、すぐにお近くの消費生活センターへ相談しましょう。

消費者ホットライン

い や や

局番なしの188

※お近くの消費生活相談窓口へつながります

茨城県消費生活センター

029-225-6445

平日 9時から17時まで

日曜（電話のみ） 9時から16時まで

行方市消費生活センター

0291-34-6446

平日 9時から12時 13時から17時



★：相談発生地域